

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

International law and I

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2001-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/920

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



国際法（学）と私

家 正 治

「国際法（学）と私」というような「格好をつけた」表題で文章を綴るのは初めてのことであり気恥ずかしい感がするとともに貴重な紙面を汚すのではないかという気後れもしないではない。しかし、私の人生にとって長年勤務させて頂いた神戸市外国語大学を退職することは一つの大きな節目であり、また節目として今後に生かしていかなければならないのではないかという気持ちで筆をとっている。

私が国際法学を専攻した遠因は、第2次世界大戦であったと思っている。1937年生まれの子供にとって幼稚園通園の時から周囲は戦時色で一杯であった。私の自宅のすぐ横に幼稚園があり、「シンガポール陥落」の歌を唱いながら行進したこと、幼稚園の教諭と私の母とが垣根越しに物資不足を話題に立話しをしていたことを思い出す。幼稚園の脇を流れる疎水の土手にミニッツとマッカーサーを模したのであろう藁人形が立て掛けられてあり、通るたびに大人に真似て鉄拳足蹴を加えたものであった。国民学校1年生の時であったと思うが、新聞を読んでいた父が母に配給米が減ることになったと伝えていたこと、また当時の新聞は2面しかなかったが、一面に大きく「本土決戦必ず勝つ」と大きな見出しがついていた紙面が今でも鮮やかに自分の脳裏に残っている。まだ物心がつく年ではなかったが、徒ならぬ事態になっていることは感じられた。

国民学校2年に進級する1945年4月に、私は石川県能美郡国府村字鍋谷にある母の実家に縁故疎開をした。同家には大阪の国民学校5年の女生徒20人

程が集団で疎開してきていた。集団疎開の生徒達は村の神社横の教堂で授業が行われていたが、私は村の国民学校に通った。下校後しばしば高等科の生徒に引率されて松の根を掘り出し作業に従事したものであった。厳しい作業であったが、これが兵隊さんのためになるのだと言い聞かされて当時軍国少年であった私は一心不乱でとり組んだ。後年、私が掘り出した根で作られた松根油で敵艦に突っ込まれた特攻隊の人達がおられるのではないかと忸怩たる思いがしてならない。後年になり、松根油の品質は粗悪で飛行機はそれでは飛べないと聞き及びホッと安堵したこともあったが、本当のところどうなのであろうか。

疎開中に松の根掘りとともに集めるよう求められたものは蓬（よもぎ）であった。それぞれの家からの供出とともに私たち生徒も摘むための作業に従事した。一定時間内に摘む量を競うのであるが、不器用な私は村の子ども達より少なく上級生の制裁をいつも受けていた。それにしても、何に使用したのであろうか。乾燥させて血止めなどの薬の原料にした、いや軍服などの染料にしたのだと聞いたことがある。また、煙草の代用品にしたのであって自分も吸ったと話してくれた先輩もいる。

日本がポツダム宣言を受諾して降服した1945年8月15日は暑い日であった。村人達はラジオのある村長宅に集まり「玉音放送」を聞いた。村人達は「ソ連が参戦したので頑張れと言われるのかと思ったが。東条の馬鹿野郎！」などと話していたが、村人達の表情はけっして深刻なものではなかった。

山村に疎開していた私にとって、豊かとは言えないがひもじい思いはしなかった。食料難による飢餓感は京都の両親の下に戻った戦後の方が厳しいものであった。誰もそうであったとはいえ、食べ盛りの少年であった私にとって、戦後の混乱の中のもっとも忌まわしい思い出である。国民学校も小学校になり、米国からの脱脂粉乳などの給食が行われるようになった。連合国の、実質的には米国の対日占領政策について種々の論議は承知しているが、この給食は本当に有り難いものであったと今では思っている。

戦後の混乱期、私の両親も若くて健在で一家はなんとか凌ぎえたが、近所や親族の中でも戦死や抑留で働き手を失っている家庭の苦労も種々目の当たりにしてきた。私は前戦で戦うという経験をしたわけでもなく、また直接戦災にも遭ってはいない。しかし、それでも戦争の禍々しい思いがこびりついている。私にとってこの思いや体験が私の思考や行動にとっての大きな判断基準となっている。このことが私が国際法学を専攻する際の一つの大きな遠因であったと思っている。

平和の問題を考えるには政治や法律がもっとも手っ取り早いと軽い気持ちで、大学では法学部を選択した。大学での1年次も終わろうとする1959年3月、砂川事件に関する東京地方裁判所判決（いわゆる伊達判決）が出され、また2年次の1959年12月には同事件の最高裁判所判決が下された。大学での演習ではこれらの判決がとり上げられ、日本国憲法と旧日米安保条約との関係について議論を行ったものであった。また、私の大学時代、「60年安保」と遭遇したことも私にとって大きな衝撃であった。新しい条約の第5条に規定する共同防衛の義務が日本にかつてのような戦争の惨害をもたらすのではないかと考え、学生自治会が組織するデモにはかならず参加したものであった。このような中で、国際法と国内法とはどのような関係に立つのか、またどちらが優位するのか、等の問題を考えるためにも国際法を勉強する必要があると考えるようになっていった。

当時在学していた大学では国際法の科目を担当されていた教授は米国に留学中で、3年次生で履修した「国際法Ⅰ」また4年次生で履修した「国際法Ⅱ」とも非常勤講師として来られていた故田畑茂二郎先生が担当されていた。「田畑国際法」に大いに関心と興味を感じ、夜間部の先生の授業にもお願いして聴講させて頂いた。本格的に大学院に進学して、国際法を学びたいと思うようになったのはこの頃からであり、田畑先生がおられる大学院に幸にも進むことができた。なお、学部時代には国際法のゼミは無かったことから、少しでも国際的視野をと考え、山本浩三先生の「比較憲法」のゼミに所属さ

せて頂いた。なお、大学時代、学内には法律研究会のクラブには2つあったが、その一つの「同法会」に所属した。同学年には20人ほどの学友が入部していたが、私を除いて国内法に関心を寄せており、当時は国際法に対する関心も低く私に対して奇異な目で見えていたのではないかと思っている。

私が大学に在学していた期間は、1958年4月から1962年3月までであった。第2次世界大戦後、燎原の火のごとく燃え立った非植民地化をはじめとする民族解放運動は、私の在学中の1960年にピークに達した。同年は「アフリカの年」とも呼ばれ、17の国が国連に加盟したが、キプロスを除いてすべてアフリカの国々であった。私は大学院に進学して、当時厳しい東西の冷戦対立の中で、機能を十分果たしていない国連の安全保障をはじめとする平和の問題よりもまず非植民地化の問題を考察しようと国際連合の非自治地域制度を信託統治制度と対比しながら、また歴史的には国際連盟の委任統治制度と比較しながら、その実践活動とその発展を分析することから自己の研究にとりかかった。なお、私の研究のその後の展開については、本学の和田幸子教授が光栄にも御紹介下さるとのことであるので省くこととする。

ところで、大学時代には「国際法は法なのかい」と揶揄されたこともあったが、その後、国際化どころかグローバル化が喧伝されるにいたり、国際法学の位置も大きく変化した。私の大学院時代、恩師・故田畑茂二郎先生が創設された京都の研究会のメンバーは10人を数えるか数えない人数であったが、現在では会員数は百数十人を数えている。その増加の理由は、若い方々の国際法（学）に対する関心の高まりに依存するものであり、誠に慶賀すべきことである。

さらになによりもより一層驚嘆することは、国際社会の構造の変化と国際法（学）の発展である。私の学生時代、授業で領空の問題については論じられたが、月その他の天体を含む宇宙空間については言及されなかった。また、大陸棚の問題について説明がなされたが、深海底とその資源については触れられなかった。今日では、国際法の規律の対象として、上は宇宙空間から下

は深海底に及んでいる。また、伝統的（近代）国際法に対して、現代国際法の特徴として、(1)伝統的国際法は国家が戦争に訴えることを認める「力の法」であったのに対し、現代国際法は戦争の違法化を定める「平和の法」であること、(2)伝統的国際法は「先占の法理」にみられるように植民地獲得を合法化する「植民地主義の法」に対し、現代国際法が民族（人民）自決権の承認に示されるように「反植民地主義の法」であること、(3)伝統的国際法が人権一般に関する規定を有していなかったのに対し、現代国際法は世界人権宣言に示されるように「国際人権保障の法」であること、(4)伝統的国際法が国家間の利害関係を調整する法としての機能を有していたのに対し、現代国際法は「国際協力の法」の性格を有するにいたっている。(1)に関連して、ポスト冷戦時代の今日、国連の活性化が指摘されている。また、(2)から(4)に関してその特徴の内容は一層充実したものになってきている。

もっとも、以上の発展に対して、近年危惧すべき事態も生じている。例えば、1999年のNATO軍による旧ユーゴに対する「人道的干渉」や2001年9月11日の「同時多発テロ」事件に対する米英軍による「自衛権」を根拠とするアフガニスタンへの「報復戦争」に示されるように、これまでに積み上げてきた伝統的国際法から現代国際法に至る実績や「法の支配（rule of law）」を反故にしてしまうような動きである。

国際社会は、国内社会が個人を越えた中央集権的な権力体が存在するのに対して、国家を越えた集権的な権力体は存在せず、水平的な分権的な社会である。そのような国際社会においては、「法の支配」を維持するためには、国内社会以上に、世論の力に依拠することが肝要となってくる。私の座右の書であるイエーリングの『権利のための闘争』は、その冒頭で、「法の目的は平和であり、それに達する手段は闘争である」と記している。闘争といえは厳しい感じがするが、言い換えれば努力である。日常的な人類の努力によって始めて、「法の支配」の貫徹と法の内容の民主化が徹底できるものと考えている。人類は、21世紀を「法の支配」の世紀にするのか、それとも「力

の支配 (rule of force)」の世紀にしてしまうのか、大きな岐路に立っているといえるであろう。

最後に、35年間、神戸市外国語大学に在職させて頂いたことを心より光栄に思うとともに大変お世話になったことに厚く御礼を申し上げますものである。本学は大変素晴らしい大学であり、またより一層の発展が期待できる大学である。大学をめぐる環境は大変厳しいものがあるが、それらを一つずつ克服し乗り越えられて、ますます大きく高く飛翔し発展して下さることを衷心より念願するものである。

以 上

1. 著 書

- 『非自治地域制度の展開』（『研究叢書』第4冊）単著 外大研究所 1974
- 『社会科学・現代日本の法学』共著 法津文化社 1975
- 『国際連合と民族自決権の適用』（『研究叢書』第10冊）単著 外大研究所 1980
- 『エルサレム問題を考える』共著 毎日新聞社 1981
- 『考える法学』共著 法津文化社 1982
- 『アフリカ世界—その歴史と文化』共著 世界思想社 1984
- 『ナミビア問題と国際連合』（『研究叢書』第14冊）単著 外大研究所 1984
- 『総批判国家機密法』共著 法津文化社 1985
- 『人権を考える』共著 (株)潮出版社 1987
- 『国際機構—平和と協力を考える』共編著 世界思想社 1987
- 『アパルトヘイト—南アフリカの現実』共著 新日本出版社 1987
- 『国際法Ⅰ』共著 東信堂 1990
- 『外国人労働者の人権』共著 大月書店 1990
- 『現代国際法入門』共著 法律文化社 1990
- 『「平和世紀」開く人間教育—地域・人権・国連』共著 第三文明社 1991
- 『現代国際法』共著 嵯峨野書院 1994
- 『国連・安保・平和憲法』共著 えるむ書房 1995
- 『平和憲法と新安保体制』共著 法律文化社 1996
- 『入門朝鮮民主主義人民共和国』共著 雄山閣 1997
- 『国際機構〔第3版〕』共編著 世界思想社 1999

『新版国際関係』編著 世界思想社 2000

『在日朝鮮人の人権と国際環境』（『研究叢書』第30冊）単著 外大研究所 2000

『講義国際法入門』共著 嵯峨野書院 2001

2. 論文（主なもの）

「民族自決権と内戦」（『国際法外交雑誌』第73巻第3号所収）単著（財）国際法学会
1974

「西サハラ問題と国際連合」（『外国学資料』第29号）単著 外大研究所 1976

「1970年代における国際連合」（『外国学研究』Ⅱ所収）単著 外大研究所 1976

「国連ナミビア理事会の国際統治」（『神戸外大論叢』第27巻第1～3号所収）単著
外大研究会 1976

「ミクロネシアの自決問題」（『外国学研究』Ⅶ所収）単著 外大研究所 1977

「日中平和友好条約と友好関係の原則」（『中国研究』第93号所収）単著 日中出版
1978

「現代国際法上における民族自決権」（『法の科学』第7号所収）単著（株）日本評論
社 1979

「ミクロネシアと国際連合」（『太平洋学会学会誌』第5号所収）単著 太平洋学会
1980

「国際平和と民族自決権」（『科学と思想』第45号所収）単著（株）新日本出版社
1982

“Obiligations Deriving from Resolutions on Indian Ocean as Zone of
Peace”（*Law and Progress* Vol. 3 所収）単著 Indian Association
of Lawyers, India 1982

「人民の自決権と植民地独立付与宣言，非植民地化委員会」（『国際人権法入門』所
収）単著 三省堂 1983

「西岸・ガザ地区の法的問題」（『西岸・ガザ地区の研究』所収）単著 外務省中近
東アフリカ局中近東第一課 1984

“The International Law and the International Responsibility for Na-
mibia”（国際連合文書番号 A/AC.131/IST/CRP.6）単著 国際連合 1988

「ニュー・カレドニア問題—非自治地域のリストへの再登録について」（『外国学資
料』第39号所収）単著 外大研究所 1988

「長期在留外国人と国際人権規約」（『近弁連』所収）単著 近畿弁護士連合会
1988

「非植民地化と住民意思」（『国際法の新展開—太寿堂鼎先生還暦記念』所収）単著
東信堂 1989

「中国の最近の民主化運動と国際法規—国民主権・人権・自決権」（『外交時報』第
1262号所収）単著 外交時報社 1989

- 「ナミビアの天然資源保護のための布告第1号—その法的位置と適用状況—」(『神戸外大論叢』第40巻第5号所収) 単著 外大研究会 1989
- 「外国人の人権と国際連合」(『行財政研究』第3号所収) 単著 行財政総合研究所 1989
- 「ナミビアの独立と国際連合」(『海外事情』第38巻第6号所収) 単著 拓殖大学海外事情研究所 1990
- 「心の中のアパルトヘイト」(『東洋学術研究』第30巻第1号所収) 単著 (財)東洋哲学研究所出版事業部 1991
- 「パレスチナ国家と国際連合」(『神戸外大論叢』第43巻第3号所収) 単著 外大研究会 1992
- 「国連とは何か—その歴史的な性格と現状」(『社会主義』第344号所収) 単著 社会主義協会 1992
- 「国連および日本のPKO活動の検証」(『社会主義』第361号所収) 単著 社会主義協会 1994
- 「国際連合と国際秩序—米国の対国連外交との関連で—」(『外国学研究』XXXⅡ所収) 単著 外大研究所 1995
- 「アフリカ統一機構と人権」(『神戸外大論叢』第46巻第7号所収) 単著 外大研究会 1995
- “The End of Apartheid in South Africa”, *Towards New Democratic International Law in the 21st Century* (『龍谷法学』第29巻第3号所収) 共著 1996
- 「内的自決に関する国際規則」(『外国学研究』XXXⅧ所収) 単著 外大研究所 1997
- 「小谷鶴次教授の『世界連邦論』」(『神戸外大論叢』第48巻第6号所収) 単著 外大研究会 1997
- 「パレスチナ人民の自決権とオスロ合意(上)」(『神戸外大論叢』第49巻第5号所収) 単著 外大研究会 1998
- 「国際協力に関する国際法規」(『外国学研究』XLⅣ所収) 単著 外大研究所 1999
- 「国際社会の法と発展—近代国際法と現代国際法との比較を通じて—」(『地球村の行方』所収) 単著 新評論 1999
- 「国際法からみた新ガイドライン関連法」(『科学的社会主義』所収) 単著 社会主義協会 1999
- 「国際人権保障と『友愛』に関する覚書」(『神戸外大論叢』第50巻第6号所収) 単著 外大研究会 1999
- 「国際連合の承認政策—パレスチナ問題を中心に—」(『転換期国際法の構造と機能』所収) 単著 国際書院 2000

- 「バンジュール憲章の実施措置とアフリカ人権裁判所」(『神戸外大論叢』第51巻第7号所収) 単著 外大研究会 2000
- 「非自治地域に対する自決の実現と国際人権保障の実現」(『外国学研究』第50巻所収) 単著 外大研究所 2001
- 「国際人権保障の発展と課題」(『科学的社会主義』所収) 単著 社会主義協会 2001
- 「人権に占めるべき『友愛』の位置について」(『地球村の思想』所収) 単著 新評論 2001

3. その他の研究活動

- 「丁勲相青年政治亡命事件一弁論」単著 神戸地方裁判所 1970
- 『新植民地主義』(クワメ・エンクルマ著) 共訳 理論社 1971
- 『ハンドブック国際法』(田畑茂二郎・石本泰雄編) 共著 有信堂 1975
- 『国際法辞典』(国際法学会編) 共著 鹿児島出版会 1975
- 『ワークブック国際法』(太寿堂鼎・波多野里望編) 共著 有斐閣 1980
- 『ケースブック国際法』(田畑茂二郎・太寿堂鼎編) 共著 有信堂 1980
- 『判例辞典』(中川淳編) 共著 六法出版社 1983
- The Israeli Invasion of Lebanon, 1982—Inquiry by the International People's Tribunal, Tokyo*, edited by Itagaki Yuzo, Oda Makoto and Shibo Mizukazu, 共著, Sanyusha, 1983
- 『レバノン侵略とイスラエル』(小田実・板垣雄三・芝生瑞和編) 共著, 三友社出版, 1985
- 「沈福宗外国人登録法事件一証言」単著 大阪高等裁判所 1988・1989
- 「パレスチナ分割決議の法的位置」(『中東研究』所収) 単著 中東調査会 1990
- 「張炳珠登録確認制度事件一証言」単著 大阪高等裁判所 1990
- 『セミナー国際法』(太寿堂鼎他編) 共著 東信堂 1992
- 「自衛隊掃海艇派遣事件一証言」単著 大阪高等裁判所 1993
- 解説『国家の自主権と新世界秩序』(金日成, 白山奉文庫) 単著 チュチュエ思想研究所 1993
- 「今日の国際社会と『法の支配』」(*PANTHEON* 所収) 単著 山本浩三博士名誉教授就任記念編集委員会 1995
- (Book Review) *Studies on Associate States* by Masahiro Igarashi, *The Japanese Annual of International Law* No.39 (1996)
- 解説『21世紀の選択』(尾上健一著) 単著 健友社 1997
- 「日ロ平和条約問題を考える」(『日本とユーラシア』第1251号所収) 1998
- 「国家主義を越え人間の尊厳の世紀へ」(『大白蓮華』No.581 所収) 1998
- 「モスクワ宣言と領土問題①②③④⑤」(『日本とユーラシア』第1260号～第1264号

所収) 1999

「オーランド諸島事件」「南西アフリカの国際的地位と国連の権限」「南西アフリカ事件」(『判例国際法』所収) 単著 東信堂 2000

「国際司法裁判所と英国」(『ニューズレター』No.6 所収) 単著 英国研究センター 2001

「非植民地化と自決権—西サハラ事件」(『別冊ジュリスト』No.156 所収) 単著 有斐閣 2001

解説『平和の大地 4』(高柳洋子編) 単著 第三文明社 2001

「東アジアの情勢と日本の憲法」(『自治体労働運動研究』通巻第 4 号所収) 単著 全国自治体労働運動研究会 2001

など